



3 足 監 発 第 8 6 2 号
令 和 3 年 8 月 2 5 日

足立区議会議長 古 性 重 則 様
足 立 区 長 近 藤 やよい 様
足 立 区 農 業 委 員 会 様
足 立 区 監 査 委 員 様

足立区監査委員 綿 谷 久 司
同 野 作 雅 章
同 せぬま 剛
同 くばた 美 幸

令和3年度 定期監査（第一期）結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和3年度定期監査（第一期）結果報告書を、同条第9項及び第10項及び足立区監査基準第36条の規定により下記のとおり提出します。

なお本監査には、ただ太郎前監査委員・いいくら昭二前監査委員は令和3年6月8日まで、せぬま剛監査委員・くばた美幸監査委員は令和3年6月9日から関与いたしました。

記

令和3年度 定期監査（第一期）結果報告書

1 監査の対象事務

主として令和2年度の財務に関する事務及び事業の執行等

2 監査期間

令和3年4月28日から令和3年8月25日まで

3 監査の対象部課及び実施日

別紙1「令和3年度 定期監査（第一期）対象・日程表」及び別紙2「令和3年度 定期監査（第一期）旅費・手当等監査対象課一覧表」のとおり

4 監査の基本方針

地方自治法第199条第3項の規定の趣旨及び足立区監査基準に沿って、区の実行財政運営が最少の経費で最大の効果をあげているか、組織及び運営の合理化に努めているか等の観点に立脚し、公正で合理的かつ効率的な実行財政運営が確保されているかについて検証するとともに事務事業の改善指導を行った。

5 監査の重点項目

主管課契約に係る事務処理が、適正に行われているかについて検証した。

6 監査結果

(1) 指摘事項

ア 随意契約の運用について

地方公共団体の契約の締結にあたっては、地方自治法第234条の規定によって一般競争入札が原則とされ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ、例外的に、随意契約が認められることとされている。

ところで、契約課は、「作業範囲が広範囲にわたり、各作業項目を習得するのに時間が必要であり、区民からの要望に、正確、迅速に対応するため、継続性が必要である。そのため、仕様書に基づく業務の完全な履行、及び受託業者の安定した運営を確保するため、成績優良な受託業者については、競争入札により落札した年度以降、3回を限度に随意契約により契約を更新することができる。」等の「内規」に基づき、施設の維持管理や保守点検業務委託契約等について、競争入札の後、3回又は5回、既契約事業者と特命随意契約を締結している。

このような「内規」及び、これに基づく契約方法は、以下の理由により、地方自治法及び地方自治法施行令に照らして不適切であることから、是正されたい。

(ア) 地方自治法施行令第167条の2第1項各号該当性については、個々具体的な契約ごとに判断されるべきものであり、予め、特定の業務を包括的に対象として特命随意契約を更新することは想定されていないと解されること。

(イ) 各業務委託の特命随意契約は、事務処理上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」、あるいは第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」

に該当するとして処理されているが、「内規」に記載されている理由は合理的なものではないと解されること。

- (ウ) 本契約方法は、特命随意契約を更新することにより、事実上、法律又は条例に規定された契約のみに認められる長期継続契約となっていると考えられること。

〈契約課〉

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

(2) 注意事項

注意事項とは、執行状況から判断し、不適切であるが少額又は区政への影響が少ないため、監査の中で改善・見直し・検討を注意・指導したものである。また、支出の誤りのあったものについては、監査日以降に訂正し、返還又は追加支出のあったことを確認した。

ア 財務関係

(ア) 事案決定関係

- a 事案決定区分が区長決定であるにもかかわらず、部長決定にしているもの。

〈感染症対策課、企画調整課〉

- b 事案決定区分が副区長決定であるにもかかわらず、部長決定にしているもの。

〈衛生管理課、感染症対策課〉

- c 事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの。

〈住宅課〉

- d 部長以上の決定を必要とする契約請求は、文書管理システムによる起案が必要であるにもかかわらず、起案文書を作成していないもの。

〈住宅課〉

- e 契約の内容を変更する事案決定において、事案決定区分は増額となった契約変更後の金額により判断し、副区長決定とすべきであるにもかかわらず、部長決定にしているもの。

〈産業政策課〉

(a から e の根拠) 足立区事案決定規程第 3 条

(イ) 調定関係

- a 国・都補助金等の交付決定通知を受けたにもかかわらず、直ちに調定を行っていないもの。

〈住宅課、交通対策課〉

(根拠) 足立区会計事務規則第 30 条

金銭会計事務の手引 P 17、P 34

- b 土地の一時使用賃借料の歳入において、担当部より契約締結の通知を受けたにもかかわらず、直ちに調定を行っていないもの。

〈衛生管理課〉

(根拠) 足立区会計事務規則第 22 条

金銭会計事務の手引 P 17

- c 他の自治体との間で定めている、土地の維持管理費用の負担額について、消費税相当額の費用算定を誤って収入しているもの。

〈工事課〉

(根拠) 足立区会計事務規則第 22 条

金銭会計事務の手引 P 17

(ウ) その他

- a 5 万円以上の物品について備品登録をしていないもの。

〈人事課〉

(根拠) 足立区物品管理規則第 14 条、第 24 条

イ 旅費関係

- (ア) 運賃を誤って旅費を支給しているもの。

〈ICT 戦略推進担当課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 3 条第 1 項

ウ 超過勤務手当等関係

- (ア) 業務外で在庁していた旨を庶務事務システムに入力する際に、誤って超過勤務手当申請の入力を行ったために手当が支給されているもの。

〈中央本町地域・保健総合支援課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

7 監査委員意見

(1) 契約事務の適正化

ア 今回の指摘事項は、契約事務を統括すべき契約課が「内規」に基づいて、不適切な契約事務を執行していた事例である。現在、本区は、全庁挙げて契約事務の適正化に取り組んでいるところであり、契約課は正にその中心的役割を担うべき部署である。契約課は業務の適正を確保するとともに、契約事務の執行について各主管課に対し、適切な指導力を発揮されたい。

イ 契約プロセスの公正性や透明性、経済性の確保の要請から、地方公共団体の契約は競争入札が原則であり、随意契約、特命随意契約は例外的にのみ認められることとされている。しかし、各主管課の契約担当者は、概してこの基本認識が希薄であり、安易に既契約事業者との特命随意契約を志向する傾向が広く見受けられる。特命随意契約の取り扱いについて、周知の再徹底を図るとともに、特命随意契約を行う際には、主管課及び契約課において合理的な法令該当理由の確認を徹底されたい。

(2) 長期継続契約の検討

本区においては、「足立区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づいて長期継続契約が可能とされている。真に長期契約が必要な業務委託契約については、条例に基づく長期継続契約の導入について検討されたい。

(3) 内部統制の整備の観点からの適切な対応

法令解釈に係る「内規」は、庁内の法務関連部署とも連携し、組織として意思決定する手続きを徹底するなど、内部統制上の適切な対応を講じられたい。

以 上

令和3年度 定期監査（第一期）対象・日程表

1 委員監査

月 日	曜日	部局名	監 査 対 象	監査会場
4月28日	水	総務部	①人材育成課 ②秘書課	監査室
5月6日	木	総務部	①人事課 ②契約課	監査室
5月7日	金	危機管理部	①危機管理課、犯罪抑止担当課 ②災害対策課、防災力強化担当課、調整担当課	監査室
5月10日	月	総務部 産業経済部	①資産管理課、資産活用担当課 ②産業振興課、農業委員会事務局	監査室
5月11日	火	環境部	①足立清掃事務所	現地
5月13日	木	環境部	①ごみ減量推進課 ②生活環境保全課	監査室
5月14日	金	産業経済部	①企業経営支援課 ②産業政策課	監査室
5月17日	月	環境部 都市建設部	①環境政策課 ②建築審査課	監査室
5月18日	火	都市建設部	①住宅課、区営住宅更新担当課 ②開発指導課	監査室
5月20日	木	都市建設部	①建築調整課、建築調整担当課 ②建築安全課	監査室
5月21日	金	都市建設部	①まちづくり課、中部地区まちづくり担当課、千住地区まちづくり担当課 ②密集地域整備課	監査室
5月24日	月	都市建設部	①工事課 ②都市計画課、ユニバーサルデザイン担当課	監査室
5月27日	木	都市建設部	①みどり推進課、パークイノベーション担当課 ②公園管理課	監査室
5月28日	金	都市建設部	①街路橋りょう課 ②道路管理課	監査室
5月31日	月	都市建設部	①竹の塚整備推進課、鉄道関連事業担当課 ②交通対策課、駐輪場対策担当課	監査室
6月1日	火	都市建設部	①防犯設備課 ②企画調整課、建設事業調整担当課	監査室
6月2日	水	施設営繕部	①中部地区建設課、施設整備担当課、東部地区建設課、西部地区建設課	1202会議室
6月3日	木	施設営繕部	①庁舎管理課	監査室
6月7日	月	衛生部	①データヘルス推進課 ②こころとからだの健康づくり課	監査室
6月21日	月	衛生部	①中央本町地域・保健総合支援課、竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センター、東部保健センター	1201会議室
6月24日	木	衛生部	①感染症対策課、感染症対策担当課 ②保健予防課	監査室
6月28日	月	衛生部	①生活衛生課、受動喫煙対策担当課 ②衛生管理課、新型コロナウイルスワクチン接種担当課	監査室
6月30日	水	政策経営部	①報道広報課 ②区政情報課、区政資料担当課	監査室
7月1日	木	政策経営部	①政策経営課、経営戦略推進担当課、ICT戦略推進担当課、エリアデザイン計画担当課	監査室
7月5日	月	政策経営部	①情報システム課 ②シティプロモーション課	監査室
7月6日	火	政策経営部	①財政課 ②区民の声相談課	監査室
7月7日	水	総務部	①総務課、特命・調査担当課 ②ガバナンス担当課、コンプライアンス推進担当課	監査室
7月12日	月	政策経営部	①協働・協創推進課 ②子どもの貧困対策・若年者支援課、総合事業調整担当課	監査室

<部長監査>

※監査事務局及び区議会事務局に対する委員監査は、部長監査と同時に実施しました。

月 日	曜日	監 査 対 象	監査会場
7月15日	木	①産業経済部 ②危機管理部	監査室
7月16日	金	①都市建設部 ②環境部	監査室
7月19日	月	①施設営繕部 ②区議会事務局	監査室
7月20日	火	①衛生部 ②監査事務局	監査室
7月21日	水	①総務部 ②政策経営部	監査室

2 事務監査

月 日	曜日	部局名	監 査 対 象	監査会場
4月28日	水	総務部	①秘書課 ①人材育成課 ①特命・調査担当課 ②ガバナンス担当課 ③コンプライアンス推進担当課	202会議室
5月6日	木	総務部	①総務課	202会議室
5月11日	火	総務部	①人事課 ①契約課	202会議室
5月12日	水	総務部	①資産管理課、資産活用担当課	202会議室
		産業経済部	①消費者センター	現地
5月13日	木	産業経済部	①企業経営支援課	202会議室
5月14日	金	産業経済部	①産業振興課、農業委員会事務局 ①産業政策課	1202会議室
5月17日	月	危機管理部 環境部	①危機管理課、犯罪抑止担当課 ①災害対策課、防災力強化担当課、調整担当課 ①生活環境保全課	1202会議室
5月18日	火	環境部	①足立清掃事務所	現地
5月19日	水	環境部 都市建設部	①環境政策課 ①ごみ減量推進課 ①開発指導課	202会議室
5月21日	金	都市建設部	①みどり推進課、パークイノベーション担当課	202会議室
5月24日	月	都市建設部	①住宅課、区営住宅更新担当課 ①竹の塚整備推進課、鉄道関連事業担当課	202会議室
5月27日	木	都市建設部	①街路橋りょう課 ①道路管理課	202会議室
5月28日	金	都市建設部	①まちづくり課、中部地区まちづくり担当課、千住地区まちづくり担当課 ①防犯設備課	202会議室
5月31日	月	施設営繕部	①中部地区建設課、施設整備担当課、東部地区建設課、西部地区建設課	1202会議室
6月1日	火	施設営繕部 都市建設部	①庁舎管理課 ①工事課	1202会議室
6月3日	木	都市建設部	①公園管理課	202会議室
6月4日	金	都市建設部	①建築調整課、建築調整担当課 ②建築安全課 ①密集地域整備課 ①建築審査課	1202会議室
6月7日	月	都市建設部	①交通対策課、駐輪場対策担当課	202会議室
6月11日	金	都市建設部 区議会事務局 監査事務局	①企画調整課、建設事業調整担当課 ①都市計画課、ユニバーサルデザイン担当課 ①区議会事務局 ①監査事務局	202会議室
6月14日	月	衛生部	①データヘルス推進課 ①こころとからだの健康づくり課	201会議室
			①竹の塚保健センター	現地
6月15日	火	衛生部	①生活衛生課、受動喫煙対策担当課 ①新型コロナウイルスワクチン接種担当課	現地
6月17日	木	衛生部	①千住保健センター ①東部保健センター	現地
6月18日	金	衛生部	①中央本町地域・保健総合支援課	現地
6月22日	火	衛生部	①保健予防課	202会議室
			①江北保健センター	現地
6月23日	水	衛生部	①感染症対策課、感染症対策担当課	現地
6月28日	月	衛生部	①衛生管理課	1202会議室
6月29日	火	政策経営部	①区民の声相談課 ②財政課 ①区政情報課、区政資料担当課 ①報道広報課	1205B会議室
7月2日	金	政策経営部	①政策経営課、経営戦略推進担当課、ICT戦略推進担当課、エリアデザイン計画担当課 ②協働・協創推進課 ①子どもの貧困対策・若年者支援課、総合事業調整担当課 ②シティプロモーション課 ①情報システム課	1202会議室

令和 3 年度 定期監査(第一期)旅費・手当等監査対象課一覧表

部 名	対象室・課名・事業所名
政策経営部	政策経営課
	経営戦略推進担当課
	I C T戦略推進担当課
	エリアデザイン計画担当課
	報道広報課
	シティプロモーション課
	区政情報課
総務部	人事課
	人材育成課
	ガバナンス担当課
	コンプライアンス推進担当課
産業経済部	企業経営支援課
	産業振興課
衛 生 部	衛生管理課
	生活衛生課
	中央本町地域・保健総合支援課
	江北保健センター
	東部保健センター
環 境 部	ごみ減量推進課
	生活環境保全課
都市建設部	企画調整課
	建設事業調整担当課
	都市計画課
	ユニバーサルデザイン担当課
	道路管理課
	工事課
	竹の塚整備推進課
	鉄道関連事業担当課
	密集地域整備課
	建築審査課
	住宅課
	区営住宅更新担当課
区 議 会	区議会事務局